

# 日本近代史講座…先の大戦に至った歴史上の転換点を求めて

## 第9回 軍部によるクーデター

はじめに

昭和六年（一九三一年）一二月二三日に犬養内閣が成立した当時の世相は、血盟団の井上日召によれば「昨今の農村の疲弊や都市の中小工業者・労働者の困窮を顧みない政党・財界人は、腐敗墮落し国家観念に乏しく私利私欲を貪り」といった状況でした。日召は過激派の海軍青年将校等と連携して、日召一派による個別の要人暗殺と海軍青年将校による政界首脳や天皇の側近暗殺を構想しました。また西田税を介して陸軍の過激な皇道派青年将校と接触して連携を図りましたが、時期尚早とする西田の反対により陸軍との協同歩調は実現せず、結局第一段階で**血盟団事件**、第二段階で海軍青年将校が**五・一五事件**を起しました。一方陸軍の過激な皇道派青年将校等は個別の要人暗殺だけでは日本の現状の改革は不可能で、飽く迄も北一輝の日本改造法案大綱に基づく**昭和維新革命**を目指して、二・二六事件を起こしましたが、結局重臣の暗殺に終始して天皇の身柄の確保に失敗して真崎大将の変心により、千四百有余の兵士の蹶起も徒労に終わりました。その後は政財界首脳、更には天皇迄も軍部のクーデターを意識して軍部独走の歯止めが無くなりました。昭和一六年二月一日の御前会議で対英米戦を決定しましたが、**1** 天皇は「もし私が政府と統帥部の決定を認めなければ、東条は辞職して大きなクーデターが起こったであろう」と述べています。

### 一、血盟団事件…血盟団の呼称は事件を担当した木内曾益主任検事が便宜上命名

井上日召は昭和三年茨城県大洗町の日蓮宗・立正護国堂の住職となり、近隣の青年の古内栄司、小沼正、菱沼五郎等青年を指導し、**昭和五年**には霞ヶ浦海軍航空学校の過激派の藤井斉中尉、古賀清志中尉、中村義雄中尉を知り、新日本建設の闘士の養成を目指した勤労学校愛郷塾主宰の橘孝三郎と知り合いになり、東大七生社の四元義隆、池袋正鈞郎と議論を重ねて、国策を誤る政党・財界の浄化は暴力的改造以外に道は無いと信じて彼等極悪人を暗殺すれば、その後は海軍の同調者が革命を断行して天皇中心主義の国家革新が成るであろうと構想し、政財界重鎮及び特権階級の二〇余名の暗殺を企て、同志団員に対して一人一殺を指令しました。日召の目論見は、紀元節前後を目途としてまず我々がテロを実行すれば、続いて海軍の同調者が革命決行に踏切り天皇中心主義の国家革新が成るであろうというものでした。**昭和七年一月九日**に血盟団の日召・古内栄司・四元義隆・池袋正鈞郎と海軍側から古賀清志・中村義雄・大庭春雄・伊東亀城が会合し、日召提案の暗殺実行計画を協議し、その結果二月一日に政財界の要人暗殺を決めました。一月二十八日に上海事件が勃発して海軍同志の大部分が出兵を命じられた為に暗殺実行計画を変更して、**第一段階**では二月七日以降にまず**血盟団**が決行し、**第二段階**では上海出征中の同志の帰還を待つて決行としました。**第一段階**の暗殺対象者は、西園寺公望、幣原喜重郎、若槻礼次郎、徳川家達、牧野伸顕、井上準之助、伊東巳代治、犬養毅、三井財閥の池田成彬及び団琢磨として、対象者毎に暗殺実行者を決定しました。各実行者は一斉に対象者の動静探索を始めて二月九日**小沼正**は衆議院選挙の応援演説会に参会した**井上準之助**を射殺しました。**菱沼五郎**は三井銀行本店を

見張り続け三月五日銀行の玄関前で**団琢磨**を射殺しました。その後引続いて各人が指名された暗殺対象者の動静を探っていました。警察は菱沼の自白で井上準之助や団琢磨の殺人を日召一味の組織的犯行と断定して日召の行方を探索していましたが、日召は三月一日に自首し、直ちに血盟団一四名が一斉検挙されました。裁判では井上日召・小沼正・菱沼五郎の三名は無期懲役判決を受けましたが、その直後の五・一五事件では犬養首相を暗殺した海軍将校等は禁固一〇年から一五年であり、民間人用裁判所と軍法会議では判決の軽重の差が極端に大きいと批判されて、その後血盟団事件被告は恩赦で全員釈放されました。

## 二、五・一五事件

陸軍の桜会と同様に海軍青年将校の間でも革新運動が起こり、藤井齊中尉が指導者になりました。藤井は北一輝の**日本改造法案大綱**に共鳴して昭和三年に海兵五〇期代の同志で国家改造を目的とする**王師会**を結成し、その主要会員に五・一五事件を起した古賀清志中尉・三上卓中尉・中村義雄中尉等が参加しました。藤井は王師会の同志と共に国家改造の実践として犬養首相や宮中の側近、政党の襲撃を計画しました。昭和七年一月二八日の上海事件で中国に派遣され、戦死直前に古賀に宛て「後を頼む」と遺言を残しました。古賀清志は藤井の遺志を継いで血盟団に続く**維新の第二段階**の実行を決意し、橋孝三郎を説得して橋主宰の勤労学校**愛郷塾**の塾生を**農民決死隊**として組織させ、更に西田税を介して後藤映範等の陸軍士官候補生一名の引込みに成功しました。古賀は大川周明から資金と拳銃を入手し古賀と中村義雄は、五月一五日午後五時三〇分決行と決めました。

**(第一組)** 犬養首相官邸の表門組は三上卓中尉以下五人、裏門組は山岸宏中尉以下四人が午後五時二七分官邸に一斉乱入しました。首相は「話せば判る」と制止し、三上は「何か言い残すことはないか」と返えした直後、裏門組の山岸宏が応接室に乱入して「問答無用、撃て」と叫ぶや黒岩勇と三上が銃撃しました。首相は同夜二三時二六分絶命。第一組はその後、警視庁に乱入して窓ガラスを割るなどし、日本銀行では車中から手榴弾を投げて門前の敷石等に損害を与えました。**(第二組)** 古賀清志中尉以下五人は、牧野伸顕内大臣官邸の表玄関内に手榴弾を投込み警官一名銃撃後、警視庁に乱入して数名を負傷させました。**(第三組)** 中村義雄中尉以下四人は政友会本部の玄関に手榴弾を投げて建物に損傷を与えました。**(第四組)** 奥田秀夫（血盟団の残党）は三菱銀行の玄関に手榴弾を投げて建物に損傷を与えました。**(別働隊)** 愛郷塾農民決死隊は**東京府下を暗黒**にする目的で、変電所六ヶ所に手榴弾を投込みましたが、電気設備の知識も無く設備の一部を破壊したのみで停電には至りませんでした。襲撃に参加した海軍士官一同は憲兵隊本部に自首しました。大川周明は資金・武器供与罪で検挙され、**橋孝三郎**は**哈爾浜**の憲兵隊に自首しました。海軍軍人と陸軍士官候補生は**軍法会議**で、民間人は**地方裁判所**で裁かれました。**軍法会議**では、主犯格三名（古賀清志・三上卓・中村義雄）に死刑を求刑しました。裁判の過程で海軍兵学校生徒や卒業生が助命運動を起こし、被告が訴えた「農村の窮状や政党政治の腐敗」が新聞で広く喧伝されました。叛乱の動機が、純粹であるとか愛国の至情から発したものであるとか同情論が強調されて多数の国民の同情が集り、全国から寄せられた減刑嘆願書が三五万通にも及び裁判官の机上に山積みにされました。軍法会議の判決は、減刑を求める強い世論に圧され

て主犯格三名には禁固刑と極めて軽く、軍人を増長させて二・二六事件に繋がりました。主要な判決は以下の通りでしたが、八年後には全員釈放されました。

軍人…(禁固一五年…三上卓・古賀清志)(禁固一三年…黒岩勇)(禁固一〇年…山岸宏・村山格之・中村義雄)(禁固四年…野村三郎・後藤映範・篠原市之助・石関栄・八木春男 及び陸軍士官候補生)民間人…(無期懲役…橋孝三郎)(禁固五年…大川周明)(禁固四年…本間憲一郎・頭山秀三)

### 三、陸軍士官学校事件

昭和九年一月に林銑十郎陸相の下で永田少将が軍務局長に就任して皇道派を一掃すると、統制派幕僚将校と皇道派隊付青年将校との間に敵対意識が生じました。丁度この時期に「**陸軍士官学校事件**」が発生しました。陸軍士官学校教官の辻政信大尉が陸軍士官学校生徒から、「皇道派青年将校の村中孝次大尉、磯部浅一<sup>あさいち</sup>1等主計(大尉相当)等が臨時議会の前後に政府要人を暗殺し警視庁占拠して、荒木貞夫、真崎甚三郎等を首脳とする軍政を樹立する」という秘密計画を聞き出して、辻大尉は参謀本部軍事課の片倉衷<sup>ただし</sup>少佐に報告して、**昭和九年一月二〇日**に村中・磯部並びに関係した士官候補生五人を逮捕しました。これが所謂「**陸軍士官学校事件**」です。**翌昭和一〇年三月二九日**の軍法会議では証拠不十分として不起訴になりましたが、「言動に於いて軍紀上不適切」として村中・磯部は停職、士官候補生五人を退学処分としました。村中・磯部はこの事件は統制派の辻と片倉が仕組んだ罠だとして両名を誣告罪で訴えましたが、陸軍当局は無視されました。為に村中・磯部は連名で『**肅軍に関する意見書**』を陸軍大臣、参謀総長、教育総監に提出すると共に印刷して全国の青年将校に配布しました。軍当局はこれを怪文書扱いとして両名を免官処分としました。

### 四、相沢事件

陸軍士官学校事件を契機にして青年将校の政治活動を封じる為に、皇道派巨頭の真崎甚三郎大将を教育総監から外すべきとした議論が統制派幕僚間で沸騰し、三長官会議(載仁親王参謀総長、林陸相、真崎教育総監)で真崎の必死の抵抗にも拘わらず参謀総長と陸相の二人が賛成し最後に載仁親王が真崎を一喝して、**昭和一〇年七月一六日**に天皇の裁可を得て罷免が決定し、後任には中立派の渡辺錠太郎大将が就任しました。一方皇道派は猛反発し、「長官二名で長官一名を罷免」するのは統帥権干犯であると強硬に主張しました。**相沢三郎中佐**(福山第四一連隊)は真崎罷免を知って直ちに<sup>2</sup>伊豆長岡で静養中の真崎を訪ね「永田軍務局長の強硬な主張より罷免された」と本人から直接聞き出しました。直ちに上京して永田に面会し真崎罷免の経過を問い糾した上で、軍務局長辞職を要求して一旦は帰宅しました。相沢は八月一日付で台湾歩兵連隊への異動通知を受けた直後に『**肅軍に関する意見書**』を読み、村中や磯部を免職にし、真崎を追放した元凶は永田であると確信して再度上京して八月一二日軍務局長室で永田少将を斬殺したのです。永田を惜しむ論評は多く、<sup>3</sup>朝日新聞記者・高宮太平は「永田が生きていれば東条の以前に陸相、首相になり、日本の国力を見誤って杜撰なことはしなかったろうに」と論評し、元企画院総裁・鈴木貞一も「永田ありせば東条の出る幕も無く、太平洋戦争も起きなかったであろう」と戦後に追想していました。

## 五、二・二六事件…皇道派中心の軍事政権を目指したクーデター

### (1) 蹶起準備

昭和十一年（一九三六年）当時の皇道派の主体は隊付過激派青年将校達であり、北一輝の天皇親政の実現を目指す**日本改造法案大綱**に心酔して、その趣旨に理解を示す真崎甚三郎大将や荒木貞夫大将を青年将校達は自らの**後援者**とみなしました。特に磯部や第一師団の栗原安秀中尉は相沢事件後、本気で昭和維新革命を計画し、磯部は皇道派の賛同後援者とみなした真崎軍事参議官を始め、川島陸相、古荘次官、山下奉文軍事調査部長等を次々訪問した結果、上記の陸軍上層部は蹶起に賛同と判断しました。特に真崎大将からは活動費として五百円（現在価値で約百万円）を受領し、これならば真崎は必ず蹶起後、磯部等の味方になってくれるものと期待したのでした。当時の第一師団は第一連隊及び第三連隊（東京）、第四九連隊（甲府）、第五七連隊（佐倉）で構成されていました。特に第一連隊、第三連隊には、皇道派の最も過激な青年将校が二〇数名に達して**昭和維新革命**の時期を狙っていました。その過激派将校が集中した原因は、五・一五事件後の斎藤実内閣時に荒木陸相が、皇道派の小藤恵大佐を人事局補任課長に就任させて、その小藤課長が職権で**近衛師団**と**第一師団の第一連隊**、**第三連隊**に皇道派青年将校を集めたのでした。更に近衛師団きつての過激皇道派の中橋基明中尉は事件直前の昭和十一年一月には近衛師団歩兵第三連隊第七中隊の**中隊長代理に任命され**、ここに**第一師団**と**近衛師団の過激皇道派青年将校**等が合同して大部隊を率いて首都を震撼させる事件を起す下地が出来ました。陸軍上層部は予てから第一師団を過激皇道派青年将校の巢窟として問題視して第一師団の満州派遣を計画中に、昭和十一年一月頃からその噂が漏れて派遣は三月頃かと取り沙汰されました。青年将校達は、この性急な処置を陸軍上層部が昭和維新革命を妨害する意図であろうと考えました。二月二〇日に陸軍省より**第一師団の満州派遣は三月と正式に内示**され、満州派遣になると一斉蜂起が不可能になると思い野中四郎大尉、栗原安秀中尉、磯部浅一、村中孝次等が中心になり満州移転前の蹶起を決意しました。磯部等の計画は、現在の支配者層を潰して政治制度の欠陥を暴く迄のものでした。その後の政治改革は真崎大将に委すとし、事後の構想は**北一輝の日本改造法案**の如く「戒厳令下で軍部指導の下に真崎首班暫定内閣を作り、天皇の大権の発動により三年間憲法停止し、衆議院と貴族院を解散し、全国に戒厳令を敷いて、軍部主導による国家改造に邁進する」というものでした。この大前提は、**天皇の身柄の確保と真崎大将の確固たる信念**にありました。大尉に昇進して間もない安藤輝三大尉は先任大尉の野中大尉に参加を説得されましたが、部下思いの安藤は部下を道連れにして蹶起に参加し万一失敗すれば全員死刑になると思っただけで、磯部や村中の情報だけでは判断を誤るとして若手将校等と共に皇道派の山下奉文少将宅を訪れて、磯部や村中が処分された士官学校事件について糾すと「あれは永田一派の策動で軍全体としての意図ではない」と明言しましたので磯部等の言動を信頼して、安藤は蹶起予定日ギリギリの二月二二日に参加を決意しました。蹶起趣意書は、野中大尉が原案を作り、之を骨子として村中が蹶起趣意書草案を作成し北一輝が修正したもので、要約すれば「国体破壊の元凶は元老・重臣・軍閥・政党で、ロンドン海軍条約と教育総監更迭に於る統帥権干犯、三月事件に於る皇軍私用の不遜、天皇機関説一派の学匪等の事例を挙げ、同憂同志機を一にして蹶起し、これ等の奸賊を誅殺して大義を正し国体の擁護開頭に盡

くす」安藤の参加により蹶起部隊は第一師団の第一連隊・第三連隊と近衛師団第三連隊となり、**出動**兵員数は合計一四七五名に上りました。二月二二日夜に栗原宅に磯部浅一、村中孝次、中橋基明、河野寿が会合し、襲撃の目標、決行の日時二月二六日午前五時、兵力、配置部署等を決定しました。

(2) 二月二六日：要人襲撃・官庁占拠

**岡田啓介首相襲撃**…岡田首相は天皇大権を掣肘する君側の奸として襲撃されました。栗原部隊は第一師団最強の二八〇名を率いて午前五時に首相官邸内に突入しました。官邸内には護衛警官が四〇名程いましたが抵抗した巡查五名は銃撃中に殉職。義弟で総理秘書兼警護役の松尾伝蔵予備役陸軍大佐は、巡查が応戦中に岡田首相を女中部屋の押入れに隠し、松尾自ら首相と名乗り出て銃殺されました。岡田首相は、総理秘書官の迫水久常等により翌日弔問客と装って脱出しました。

**警視庁占拠**…警視庁は宮城正門の坂下門や桜田門に近いので野中部隊は**宮城占拠の任務**も帯びていましたが、当時の警視庁は特別警備隊を編成して蹶起部隊にとつても脅威でした。野中大尉以下常盤稔少尉、鈴木金次郎少尉、清原康平少尉指揮下の第一師団第三連隊は、**蹶起部隊中最大兵力で約五〇〇名**。午前五時に警視庁各出入り口を封鎖し、特別警備隊屯所を機関銃隊と軽機関銃隊で包囲しました。

三宅坂・虎の門・日比谷方面に向かう道筋の要所に歩哨線を布いて、部署配置が済んだ後に野中大尉と常盤少尉が特別警備隊の隊長に面会し警視庁の明渡しを要請しました。拳銃しか装備の無い特別警備隊は庁舎を野中部隊に引渡しました。その後、野中大尉は清原少尉に、警視庁屋上に上つて宮城内からの手旗信号を受信せよと命じ、清原少尉は手旗信号の通信兵数名を従えて屋上の望楼に上り宮城を睨んでいましたが、予定時間を過ぎてても信号が見えず、遂に待ち呆けだったと後日証言しています。

**高橋是清蔵相襲撃**…高橋蔵相は陸海軍一律削減予算案を提出し陸相が過大な削減と抵抗するも、蔵相はこれを拒否して陸軍の恨みを買いました。**中橋部隊**は近衛師団第三連隊第七中隊一三八名で、之を二分して**宮城守衛控兵要員七五名**は今泉義道少尉指揮下で邸前に待機し、中橋中尉と中島莞爾少尉が突入部隊六三名を率いて午前五時に邸内に侵入しました。蒲団に端座した高橋蔵相を中橋自らが拳銃数弾発射し、中島少尉が軍刀で止めを刺しました。その後、中橋中尉は今泉少尉と共に**宮城守衛控兵七五名**を率いて**宮城**に向い、中島少尉は首相官邸襲撃の応援に駆けつけました。

**宮城占拠の失敗**…<sup>4</sup>中橋中尉と今泉少尉は高橋邸襲撃後、**宮城守衛控兵**を率いて半蔵門に到着し、「緊急事態発生の為に控兵出動」と告げて入城しました。六時には皇居警備司令本部より皇居守衛隊司令官・門間健太郎少佐宛に「安藤大尉指揮下約五百名の部隊が重臣邸を襲撃中」の緊急連絡が入りましたので門間司令官は中橋中尉の守衛控兵を反乱軍とは思いませんでした。中橋中尉が門間司令官に坂下門警備を願い出しましたが司令官は首都騒乱の連絡を受けて宮城内の警備手配に多忙を極めて、中橋隊に警備許可を出す迄に一時間三〇分を要し、ようやく今泉部隊は午前七時三〇分頃坂下門の警備配置に就きました。司令官の命令を漫然と待ち続けた此の一時間三〇分の空費は致命的でした。

中橋中尉が警視庁屋上に向けて手旗信号を送り出したのは午前八時頃になり、この時既に警視庁屋上で宮城からの連絡を待ち続けていた清原少尉が諦めて屋上から去った後でした。中橋中尉は一人で石垣の土手の上で警視庁占拠隊に向って手旗信号を送り続けました。その頃門間司令官の下に中橋中尉

も事件の一味との通報が届き、門間司令官は片岡栄特務曹長に中橋を拘引するように命じました。片岡曹長は手旗信号を送る中橋を発見し咄嗟に反乱軍との合図と思い、中橋中尉を羽交締めしながら控所に連行しました。門間司令官が外出していた為、控所にいた衛兵副司令官・大高少尉に引渡ししました。大高と中橋が拳銃を手に睨み合って大高が拘束を逡巡している間に、中橋は宮城占拠を諦めて、門間司令官に会うと言い捨てて控所を出て、宮城を脱出し首相官邸に入りました。中橋中尉と野中大尉の連絡ミスについて、松本清張は次のように推測しています。「中橋中尉と野中大尉が約束した信号発信の時間は六時半〜七時頃と推定する、中橋の信号発信は八時過ぎであった。中橋の使命は門間司令官の配置命令を待つ事ではなく素早く野中隊と連絡を取り、野中隊を宮城に導く事であった。中橋の逡巡原因を推測すれば第一に、野中部隊を導入すれば当然宮城守備隊と戦闘になる。中橋の心に天皇が住まう宮城内での激闘に対する軍人的恐懼（恐れ畏まる）が湧き、それが恐怖心に移行して逡巡したのではないか。第二に宮城占拠の大役の直前に自らの手で蔵相を狙撃した。その行為は精神的な精力消耗になり行動が緩慢になったのであろう」確かに中橋中尉と清原少尉との間で連絡がついていれば野中大尉率いる部隊が宮城を占拠して天皇を手中に収めて天皇と重臣の連絡を遮断した上で、革新内閣を作って昭和維新に邁進する構想が実現した可能性がありました。

**鈴木貫太郎侍従長襲撃**…鈴木侍従長は君側の奸として襲撃を受けました。安藤部隊は、二〇四名を率いて午前五時に襲撃を開始しました。鈴木侍従長は複数の銃弾を受けて瀕死の重傷を負いながら妻の鈴木タカの懇願により安藤大尉は止めを刺さずに去り、侍従長は一命を取り留めました。

**齊藤實内大臣襲撃**…齊藤内大臣は天皇側近として襲撃されました。坂井直中尉部隊は第一師団第三連隊二一〇名を率いて午前五時に齊藤私邸に乱入して、齊藤内大臣は銃撃を受けて絶命しました。

**渡辺錠太郎教育総監襲撃**…齊藤内大臣襲撃後に引続いて安田優少尉と高橋太郎少尉が兵三十名を率いて、午前六時半過ぎに渡辺私邸を襲撃しました。渡辺は、陸軍士官学校事件後に真崎甚三郎の後任として教育総監に就任しました。渡辺は、国体明徴に関する真崎教育総監の訓示を批判して天皇機関説の擁護者とみなされた上に、真崎の追放劇の元凶とされて銃撃により殺害されました。

**後藤文夫内務大臣襲撃**…後藤内相は統制派の永田軍務局長に協力したとして襲撃対象になりました。鈴木金次郎少尉が警視庁襲撃後、第三連隊の一部を率いて内相官邸に向いましたが、内相本人が外出中で失敗しました。後藤内相は、当日の一九時過ぎに宮中に入り急遽首相代理に任命されました。

**牧野伸顕伯爵襲撃**…牧野伯爵は欧米協調主義者として知られ、長く天皇の側近の地位にあった為に襲撃されました。河野寿航空兵大尉は民間人を主体にした襲撃部隊八人を指揮し、伯爵が滞在する湯河原の伊藤屋旅館を午前五時に襲撃しました。河野大尉と宮田晃予備役曹長は応対に出た皆川義孝巡查を威して案内を強要しましたが、皆川巡查により河野と宮田が銃撃され、後方の隊員が巡查を射殺しました。襲撃隊は家屋に放火して伯爵を捕えようとしたましたが、家中の者たちに混じって伯爵も脱出しました。銃撃されて負傷した河野大尉は入院先で自決しました。

**西園寺公襲撃**…西園寺公は真崎新内閣組閣の為に利用価値があるとして襲撃に躊躇しましたが、西田磯部が強硬に主張して襲撃が決定し、磯部が豊橋陸軍教導学校で過激皇道派の對馬勝雄中尉・

竹寫たけしまつぎお継夫中尉に西園寺公襲撃を指示しました。對馬中尉の同僚の板垣とわの徹中尉が断乎反対した為、西園寺公襲撃は中止となり、對馬中尉と竹寫中尉のみが上京して蹶起に参加しました。

**陸軍省、陸軍大臣官邸、参謀本部**…丹生誠忠中尉にうまたたが指揮する第一師団第一連隊は、一七〇名を率いて午前五時、陸軍省、陸軍大臣官邸、参謀本部の各門に機関銃隊・軽機関銃隊を配置して歩哨線を固めた上で、各要所に派遣されていた憲兵隊を排除して、所謂「三宅坂上」一帯を占拠しました。

### (3) 二月二十六日…川島義之陸相並びに軍事参議官との交渉

蹶起隊の幹部の香田清貞大尉・村中孝次たかし・磯部浅一あさいちは、各襲撃部隊が出発後、護衛の下士官三名を従えて陸相官邸の応接間に入り、六時四〇分頃から川島陸相との会談が開始されました。七時頃迄に入った襲撃状況を川島陸相に披露しながら蹶起した計画概要を説明し、蹶起趣意書を朗読して、①蹶起趣意書を国民に周知し国民の動揺を防ぐ事 ②近衛師団長、第一師団長、警備司令官を招集して皇軍相撃つ事態を防止する等を要求しました。午前八時三〇分迄には中橋中尉の宮城占拠失敗が明白になり、残る望みは陸相との会談交渉により蹶起部隊の要求がどこまで貫徹できて昭和維新の実現に向うのか、偏ひとへに川島陸相との政治折衝の成否にかかっていました。午前七時三〇分過ぎから九時頃にかけて、皇道派の将官が蹶起部隊の要請を受けて陸相官邸に入りました。真崎甚三郎は当日の午前四時三〇分には事件の発生を知り、直ちに加藤寛治海軍大将に電話で「伏見宮博恭王海軍軍令部総長に時局收拾策を天皇に上奏する役割をお願いしたい」と加藤に伝えた後、午前八時三〇分過ぎに陸相官邸に入ったのでした。磯部が真崎に「閣下、統帥権干犯の賊類を討つために蹶起しました。どうか善処して頂きたい」と告げると、真崎は「とうくやったか。お前達の心はヨラツわかつとる」と頷うなずきながら邸内に入りました。磯部としては「現内閣を潰す大手術は終わりました。後は真崎大将に軍部主導による国家改造をお願いします」といった阿吽あうんの呼吸の問答だったのでしよう。川島陸相は無定見と評された程にウロウロするばかりでしたので、真崎が川島に直ちに参内して緊急事態について状況を上奏するように促がりました。午前九時過ぎに川島陸相は天皇に拝謁して状況を説明して蹶起部隊の蹶起趣意書を読み上げました。天皇は「何故そのようなものを読み聞かせるのか。速やかに事件を鎮圧せよ」と命じられ、この時、既に天皇は各重臣の被害状況を知らされて憤激し、蹶起部隊を叛乱軍とみなしていました。一方真崎はその後伏見宮邸に向い、午前九時三〇分過ぎに加藤海軍大将と共に伏見宮軍令部総長に面会して、事態收拾について天皇に奏上する内容について協議しました。その後真崎と加藤は伏見宮総長に供奉ぐぶして参内し伏見宮総長が天皇に拝謁し「速やかに新内閣を組織し、昭和維新の詔勅を渙発されますように」と上申しましたが、天皇は「朕の意見は宮内大臣に話し置けり。伏見宮からそのような言葉を聞くとは心外なり」と伏見宮総長は冷たくあしらわれてしまいました。真崎は伏見宮総長より天皇の激怒を聴いて若手将校の守護者から一転して青年将校に対して一歩退いた慎重な態度に変心しました。

午前一一時に真崎は、川島陸相に指示して**軍事参議官会議**を招集させました。参議官会議では穩便に事態を收拾する為には蹶起部隊に対する告示を起案して陸軍大臣名義で告示しました。

告示…一、蹶起の趣旨については天聴に達せられたり 二、諸氏の行動は国体顕現の至情に基づくも

のと認める 三、国体の真姿顕現の現況（弊風をも含む）については恐懼に堪えず 四、各軍事参議官も一致して右の趣旨により邁進することを申合せたり 五、これ以外は一に大御心にまつ

山下少将が蹶起部隊の代表者にこの告示を繰返し読み上げて、多くの将校等は蹶起が公おおかけに認められたと歓喜し、更に第四項により陸軍上層部も自分達を応援してくれると解釈したのでした。午後三時

に香椎浩平かしらへい東京警備司令官は、蹶起部隊の占領地域を含む第一師団管区に戦時警備を下令しました。

戦時警備とは戦時または事変に際して軍隊兵力を以て重要な施設・資源の擁護に併せて一般の治安維持に当る警備を意味し、戒厳令布告に先立つ軍隊側の準備措置でした。午後四時に、戦時警備令に基

づいて第一師団命令が下り、蹶起部隊は第一師団第三連隊長・渋谷三郎大佐しがやの指揮下に置かれました。

その結果蹶起部隊は、新たに出勤する第一師団の部隊と共に、蹶起部隊が占拠している地域を警備する任務が与えられました。午後七時過ぎに、後藤文夫内相が難を逃れて都内を転々とした後、宮中に入り急遽首相代理に任命されました。首相任命時に天皇は「速やかに暴徒を鎮圧せよ。秩序回復する迄職務に精励すべし」と後藤に命じ、この時初めて天皇は蹶起部隊を暴徒・叛乱部隊とする意思を公に宣言しました。後藤首相代理は初閣議で戒厳令施行を決定し、翌二七日午前二時五〇分に行政戒厳令が公布されました。午後九時に、陸相官邸に於いて主だった叛乱軍将校と軍事参議官が会談しました。磯部が真崎に再三昭和維新内閣建設を要望しましたが、叛乱軍に対する天皇の意向を知った真崎はこれを拒否し、荒木貞夫が「諸官の趣旨は天聴に達している。我々も十分努力するので、まず兵を解散すべし。」との発言に対して磯部は「我々が兵を解散すれば、いかなることになるのか不明の為、我々が兵を保持する間に趣旨を貫徹したい」と反論しました。実際にこの時期には叛乱軍を包囲する第一師団の第四九連隊（甲府）や第五七連隊（佐倉）は到着していませんでした。反乱軍側も宮城占拠が失敗し、昭和維新内閣建設も肝心の真崎が消極的な態度に終始し、更に自分等が蹶起すれば全国の同志将校が立ち上がるものと信じていましたが、何ら反応の無い現在、磯部等も具体的な要求すらも出ず事が出来ず、この会談は抽象論に終始してしまいました。

#### (4) 二月二七日：体制側は徐々に態勢を立直し始めた。

午前二時五〇分行政戒厳令が公布され、香椎中將が戒厳司令官に任命されましたが、青年将校達が望んでいた「戒厳令による軍政権樹立」ではなく武力鎮圧の姿勢を示したものでした。午前八時二〇分に杉山参謀次長が参内して叛乱部隊を排除する統帥命令を上奏し、天皇は直ちに裁可しました。統帥命令：戒厳司令官は三宅坂付近を占拠する将校以下を速かに排除し、各所属部隊に復帰せしむべし。

参謀本部総長が叛乱軍を処置する統帥命令を受けて戒厳司令官に奉勅命令として伝達しました。本庄繁侍従武官長は「奉勅命令と同時に、蹶起した将校の行動は君恩を思う心情から出たもので、その精神だけでも認めてもらいたい」と天皇に上奏しましたが、天皇は「朕が股肱の老臣を殺戮ころりくす、この如き狂暴の将校など、その精神に於いても何の恕すべきものありや」と一蹴すると共に、叛乱軍の鎮定状況を何度も本庄侍従武官長に問い質たしました。午後〇時四五分に現状報告で拝謁した川島陸相に対して、さっぱり進まない鎮圧にいらいらした天皇は「朕自ら近衛師団を率いて此れが鎮定に当らん」と強い意志を表明し暴徒鎮圧の指示を繰返しました。

5 磯部浅一あらいちが首相官邸に廻った時、西田税みづきか



ら電話で北一輝の靈示として『人無し、勇将真崎あり。国家正義軍の為に号令し、正義軍速かに一任せよ』と伝えてきました。午後二時に北一輝の靈示の「真崎一任」の件で野中大尉以下一七〇八名の青年将校が軍事参議官との会見を要請し、三人の参議官、真崎・西義一・阿部信行が陸相官邸に入りました。「村中孝次調書」によれば会見の様子は、まず野中大尉が代表して「事態の收拾を真崎將軍に一任願いたく、その措置は全参議官と全青年将校との一致した意見として上奏をお願いしたい。」と申込みましたが、真崎の回答は「君等の厚意は有難いが奉勅命令が下された。收拾の道は蹶起部隊が原隊復帰あるのみ、軍事参議官には收拾の権限がない」という冷たい対応で、青年将校等は初めて事態は既に暗転したものと悟りました。午後七時に叛乱軍は戒嚴部隊麹町地区警備隊として、小藤大佐指揮下に入るとの戒嚴作戦命令が下されました。地区警備隊になるという事は、正規の統帥系統に入り、官軍になったものと解釈して歓喜する叛乱軍将校もいましたが、後に香椎司令官はこの措置を「鎮定のための方便」と弁解しました。

##### (5) 二月二八日：叛乱軍に対する包囲網が徐々に完成に向う展開

戒嚴司令部の石原莞爾戒嚴参謀は奉勅命令を受けて、二八日未明には戦車、重砲、爆撃機を含む二万四千名の兵力配置を完了し、叛乱軍向けの包囲バリケードも構築されました。午前五時に石原参謀が、包囲軍各隊の命令受領者を集めて「軍は、本二八日正午を期して総攻撃を開始し、叛乱軍を全滅せんとす」と宣言し、続いて爆撃隊の出動、重砲の砲撃、地上部隊の攻撃要領等について戒嚴命令を伝達しました。しかしながら香椎戒嚴司令官は堀丈夫第一師団長から「叛乱軍の撤去・移動命令の前に叛乱将校等をまず鎮静させる必要あり」として叛乱軍の説得を続行することにしました。香椎司令官の意向を受けて、満井佐吉中佐が叛乱軍に占拠場所から撤退し原隊に戻るよう説得していましたが、午前九時頃戒嚴司令部に戻り、香椎司令官に叛乱軍を納得させる為には「昭和維新断行の必要性・維新詔勅の渙発と強力内閣の要請が必要」と進言しました。この進言を受けて香椎司令官は川島陸相、杉山参謀次長等を招集しました。香椎司令官は「蹶起部隊の幹部将校は、昭和維新断行の保証がない限り、奉勅命令が発令されても之に従はないと決意している。この場合、皇軍相撃となり皇居にも弾丸が飛び、付近の外国公館に損害を与え、一般市民も負傷する事態も発生する恐れがある。このような事態を避けるには昭和維新断行の御聖断を仰ぐべく、香椎自らが参内して上奏したい。」と提案しました。杉山次長は断乎反対して武力鎮圧を主張した上で、香椎司令官が今迄叛乱軍に好意を示し過ぎたと非難しました。即ち「二日間にわたり原隊所属上司が懇切に諭し軍の長老も身を屈して説得しても聞く耳を持たず、最早これ以上は軍紀を維持する上でも許し難い。またこの期に及んで『昭和維新断行の勅語を賜りたい』と上奏するなど恐れ多く参謀本部としては断じて不同意なり。奉勅命令通り討伐すべし」と強硬に主張しました。川島陸相も香椎司令官の提案に反対したので、香椎司令官も討伐断行に同意せざるを得ませんでした。討伐断行の結論を得て石原参謀が早速攻撃開始命令を発しようとしたが、香椎司令官が叛乱軍の直属上司の小藤大佐と堀第一師団長を呼び出して奉勅命令通り討伐する旨、伝えたところ堀師団長は「奉勅命令は今暫くお待ち願いたい。攻撃を実行するに困難なることもあり、第一線で説得する時間がほしい」と懇願しました。午前一〇時五〇分頃、堀師団

長と山下奉文少将とむゆきが、叛乱軍将校が集合している陸相官邸に行き、奉勅命令が出るのは時間の問題であると叛乱軍将校に告げて、この際潔く撤退すべしと説得しました。これを受けて磯部、村中、香田、栗原が今後いかにするかを協議しました。栗原中尉が「再三に奉勅命令が出るとか言うが御上のご意向が一向に判らない。香椎司令官を通して御上にお伺いして死を賜るといふのなら下士官や兵士は原隊に戻して将校だけは自決しよう。自決の場に勅使の御差遣さげんが頂ければ幸せである」と提案しました。叛乱軍将校の提案に山下等も同意して、早速川島陸相の仲介で本庄侍従武官長が天皇に上奏しました。天皇は「自殺するならば勝手に為すべく、この如き者に勅使などでの外なり。堀丈夫たけお師団長が積極的に出ることが出来ないと言ふのは、自らの責任を解さないものなり」と激怒し拒絶されました。天皇が堀師団長を名指しで激怒する様を伝え聞いた香椎司令官は恐懼して、叛乱部隊攻撃を決意せざるを得ませんでした。天皇の意向を知った反乱軍将校等は午後二時頃「下士官及び兵士は原隊に戻し、将校は自決」と決定して安藤輝三大尉に伝えると、安藤大尉とその隊員一同は絶対反対を唱えて、間近に対峙した近衛師団に相手が発砲すれば直ちに応戦する態勢を取りました。午後四時に討伐命令を拝受した香椎司令官は鎮圧準備を命令しましたが、武力行使には既に遅すぎるとして明朝に延期して、「第一師団と近衛兵師団は明二九日午前五時迄に攻撃開始する準備を整え、九時に攻撃を開始し、戦鬪地域内の敵を掃討すべし。」とする武力鎮圧の命令を下しました。

#### (6) 二月二十九日：終局

午前五時一〇分討伐命令が発せられ午前八時三〇分に攻撃開始命令が発令されました。投降を呼びかけるビラが飛行機で散布されました。山王ホテルに将校が集合して対応を協議し、徹底抗戦を諦めて兵士を原隊に戻す事に決定し、叛乱部隊の将校以外の兵士は午後二時迄に原隊に收容されました。将校全員は陸相官邸に集合し、野中大尉が法廷で真相を明らかにすべしと説いて全員、法廷闘争を決意しました。野中大尉は前直属上司の井出宣時大佐のぶときに「蹶起部隊代表者の進退は如何に」と忠告されて拳銃で自決しました。

#### (7) 事件当事者の裁判

- ① 将校・下士官・兵士の判決：昭和二年七月五日付 死刑一七名 禁固刑二七名
- ② 北輝次郎（北一輝）・西田税の判決：昭和二年八月一四日付 死刑
- 北一輝と西田の事件に対する直接的関与は、西田を介して「真崎新内閣設立」を電話で助言した程度でしたが、北一輝は「この事件には何ら関係ないが、私の本を愛読した連中がやったので例え無罪放免になっても、その諸君の後を追いつ決する」と言い残しました。

#### ③ 予備役大将・真崎甚三郎の判決：昭和二年九月二五日付 無罪

判決主文…青年将校を教唆扇動きょうさうせんどうして蹶起を促がした真崎は将校との共謀関係は深いとしてその行動を犯罪事実と認定しながらも『然るにこれが叛乱者を幫助するの意思より出でたる行為なりと認定すべき証拠は十分ならず。よって本件は無罪とす』

## (8) 二・二六事件の総括

磯部等の計画は、現在の支配者層を潰す迄の計画で、その後の政治改革は「全国に戒厳令を敷いて真崎を首班とする暫定内閣を作り、天皇の大権の発動により国家改造に邁進する」というものでした。政治改革の大前提は**天皇の身柄の確保と革命に対する真崎大将の信念**にありました。

① **天皇の確保に失敗**…中橋は宮城内に入るや直ちに、手旗信号のような手ぬるい手段でなく狼煙でも上げれば警視庁占拠班が宮城内に乱入したでしょう。中橋が最重要目標の天皇確保に失敗し、その後天皇が叛乱部隊の征伐に強い意志を示すや真崎は変心しました。

② **重臣等の殺害**…重臣等殺害の動機は「元老や重臣は国民の敵」でしたが、重臣を殺害した為に交渉相手が陸軍大臣のみとなり、天皇の憎悪を増しただけでした。手足の無い陸軍大臣相手では埒があく筈もなく、天皇と重臣を隔離した上で重臣と交渉すれば、成功の余地があつたかもしれませぬ。

(9) **事件後の影響**…二・二六事件は計画自体が杜撰で失敗に終わったものの、次期首相の広田弘毅の組閣に際して陸軍大臣内定者の寺内寿一は、英米派とか反軍部的な理由で次々と大臣候補者を忌避して**軍部の思い通りに人選した内閣**を作り、次いで**陸軍大臣現役制**の復活により軍部の都合の良い内閣を作る最大の武器を獲得しました。事件後に皇道派を一掃した**統制派**が陸軍中央の実権を握り、翌年の昭和一二年に勃発した盧溝橋事件時には合理的判断を下す永田不在の統制派は、持ち前の「北守南進政策」や「中国一激論」を振り翳して日中戦争に突入し、これを抑制する勢力が無く継続する間に、ヒットラーの世界制覇の夢に踊らされたまま米国と全面対決に進む道を突き進んで行きました。このように二・二六事件は歴史上の大転換期になり、その影響は重大でした。<sup>6</sup> 松本清張は著書で、次のように述べています。「この後の日本は軍部が絶えず『二・二六』の再発をちらつかせて政・財・言論界を脅迫した。こうして軍部は軍需産業を中心とする重工業財閥を抱きかかえ、国民をひきずり戦争体制へ大股に歩き出すのである。この変化は、太平洋戦争が現実突如として勃発するまで、国民の眼には分らない上層部において静かに、確実に、進行していった。」

出典：「日本の歴史 24 ファシズムへの道」 大内力著 中央公論社

「昭和天皇独白録・寺崎英成御用掛日記」 寺崎英成著 文藝春秋社

「昭和の将帥 回想の軍人・宰相たち」 高宮太平著 酣燈社

「昭和史発掘5 二・二六事件（I）」 松本清張著 文春文庫

「昭和史発掘7 二・二六事件（III）」 松本清張著 文春文庫

「昭和史発掘9 二・二六事件（V）」 松本清張著 文春文庫

「秘録二・二六事件」 香椎研一編 永田書房

「西田税二・二六への軌跡」 須山幸雄著 芙蓉書房

「革命家 北一輝」 豊田穰著 講談社

「血盟団事件」 中島岳志著 文藝春秋

「昭和の軍閥」 高橋正衛著 中公新書

「永田鉄山 ～昭和陸軍『運命の男』」 早坂隆著 文藝春秋

脚注… 1 寺崎英成 七五頁

2 高橋正衛 二一五頁 並に 早坂隆 二〇〇頁

3 高宮昭太平 二七三頁

4 松本清張 昭和史発掘7 一六三頁～一九七頁

5 須山幸雄 二九四頁

6 松本清張 昭和史発掘9 三八三頁

## 補助説明…北一輝の「日本改造法案大綱」

昭和初期の軍部や右翼の国家改造運動に大きな影響を与えた北一輝の著作。一九一九年上海で執筆された。**7 内容**は「天皇の大権により戒厳令施行・憲法停止・議会解散を行い、在郷軍人団会議を基礎とする改造内閣により①私有財産制限②土地私有限度③銀行・貿易・工業等の国家管理④財閥の解体⑤労働者の権利⑥国民の生活権利⑦皇室財産の国家管理⑦華族制・貴族院廃止等を実現して、国家社会主義的な改革を目標としている。」これ等の改革は、戦後GHQの圧力下で日本政府が、その大部分を実施しました。

脚注… **7** 「革命家 北一輝 一〇〇頁」豊田穰著 講談社

## 補助説明…天險党

西田税が昭和二年七月に**天險党**なる結社を作り、その規約を国家改造運動に関心を持つ全国の青年将校に配布した。その規約の中に「同志の中心的一部が、天子様近親の某殿下と秘約ありという；；」という一節が挿入されていて、如何にも**秩父宮**も同志であるかのように見せていた。西田税は陸軍士官学校在学中に滝川亀太郎、北一輝等を知り、北一輝の「日本改造法案」に共鳴し昭和元年に軍職を退いて国家革新の運動に専念した。天險党の大綱は「我が党の目的は、上は天子より統治の大権を盗奪し、下全国民の上に不義驕恣を働くこの亡国的一群より、国家を奪還する事」として、具体的には憲法を停止し、議会を解散し全国に戒厳令を敷き、軍事革命により新国家を建設しようとした。

## 補助説明…王師会

藤井斉海軍少尉は西田税を中心として、陸軍関係者が組織し国家改造を目的とする秘密結社「**天險党**」の結成に参加した唯一人の海軍軍人であった。藤井は陸軍とは独立した海軍側同志の組織化を図り、一〇名前後の同志で昭和三年三月に**王師会**を発足させた。彼等は財閥や政党政治家は己の利益のみを追求し、政争に明け暮れして疲弊した農村や国防を顧みないとして国家改革を目指した。昭和恐慌による社会の混乱、ロンドン海軍軍縮条約の批准反対で同調者を拡大して会員は四〇名以上に達した。

## 補助説明…二・二六事件の蹶起部隊に対する告示中の第二項「行動」について

当初の原案は「**行動**」でしたが、会議中に「**行動**」は不穏当として、中立派の阿部信行参議官等が「**行動**」を「**真意**」と訂正しました。しかしながら東京警備司令が配布した告示では「**行動**」となっていて山下奉文少将から蹶起部隊にも伝えられました。参議官が蹶起部隊の行動を認める事は不都合千万だと一時は大騒ぎになりました。即ち「**真意**」ならば、諸氏の思考は判るが行動までは納得出来ないとなり、「**行動**」ならば蹶起という行動(重臣暗殺を含む)迄も陸軍大臣が正当化したこととなります。参議官の阿部信行のメモでは「**真意**」でした。**8** この字句のすり替えの原因は告示内容の議論が一度成立した時、東京警備司令官の香椎浩平中将が「現場の部隊に伝達する」旨申出て、参謀長に電話で連絡しました。会議室に戻ると字句修正が行われて「**行動**」が「**真意**」になっていました。香椎は「之は二者同一だ」としてそのままにしました。この字句すり替えは一時は軍事参議官会議で問題になりましたが大混乱の最中でもあり単純な連絡ミスとして有耶無耶になりました。

脚注… **8** 「秘録二・二六事件 二〇一頁」香椎研一編 永田書房

大日本帝国に於いて重要な軍務に付、天皇の諮詢に応じる国家機関で、天皇の諮詢を待つて、参議会を開き、陸海軍の相関連しない事項については陸軍又は海軍のみの参議官を以て参議会を開くことが認められていた。議長は、軍事参議官中の高級古参の者とされ、軍事参議官は元帥・陸軍大臣・海軍大臣・参謀総長・軍令部総長・及び特に軍事参議官に親補された陸海軍将官とされた。軍事参議官自体は閑職でしたが、現役将官の予備役編入の審議や三長官の人選等の業務を担当して派閥争いでは重要なポストでした。会合の庶務・世話役を行う幹事長には、侍従武官長や他の将官が担当した。

二二六事件では、天皇の諮詢によらずに、真崎大将が川島陸相に指示して**軍事参議官会議**を招集させた非公式なもので、当時の参会者はいずれも陸軍大将の荒木貞夫、真崎甚三郎、林銑十郎、川島義之、

阿部信行、植田謙吉、西義一、寺内寿一、朝香宮鳩彦王、梨本宮守正王、東久邇宮稔彦王

#### 補助説明：戒厳令 (martial law)

戒厳とは、軍事法規の一つであり、戦時や自然災害、暴動などの緊急事態に於て、兵力を以て国内外の一地域或いは全国を、軍部の指揮下に置いて国民の権利を保障する憲法や法律の一部の効力を停止し、行政権や司法権の一部ないし全部を軍部の指揮下に移行する事を言い、戒厳について規定した法令を**戒厳令**という。行政戒厳とは、緊急勅令による騒乱鎮圧を目的とし、「一定の地域に戒厳令の中の必要な規程を適用する」として、戒厳令の規定を準用した措置を行政戒厳と称したが、あくまで緊急勅令の一つであり、戒厳ではない。